

『お客様の声』から

令和 6年 4月

公津の杜コミュニティセンター

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

公津の杜コミュニティセンターでは、より良い運営とサービスのために、「お客様の声」をうかがっております。

令和5年11月から令和6年3月に寄せられた「ご意見」と、それに対する「お答え」を掲示いたしますのでご参照ください。

項目	ご意見	お答え
1 1階と2階に掛けられている女性の横たわった絵画について(意見) 11月 ※記名有 女性	3点とも同じ作者の絵画で、女性が横たわっている姿というのが、女性に対する一定の観念を押し付けられている気が致します。1点ならまだしも3点も。小学生や幼児など未来ある少女たちに向けても、もっと前向きな明るい女性像を掲示していただきたい。同作者3点の作品数も多すぎではないか。是非、女性美術家(成田市内)の若い方などの絵画を掲示されたいかがでしょうか。検討願います。	ご意見、ご要望ありがとうございます。日頃より、当館をご利用いただきありがとうございます。 ご指摘の絵画ですが、作者が成田市へ寄贈したもので、その後、当館に展示された経緯がございます。当館は、成田市が所管する複合施設ですので、本絵画につきましても成田市の所有財産という事となります。そのため、今回の貴重なご意見を成田市所管課へ確実に報告し、展示の存続や作品の変更等、検討していただけるか要請するとともに見解を尋ねてまいります。 *個人情報保護の観点から絵画の作者名は非公開とさせていただきます。
2 トイレの状況について(意見) 12月 ※無記名	トイレ(ペーパー)の状況であるが、ホルダーが空になっていて、奥の壁側の使いづらい方を使うしかない時がある。トイレ(ペーパー)の見回りをするなら、使いやすい手前のホルダーが残量が多いかもチェックしてほしい。清掃担当者の方に任せないでほしい。	ご意見、ありがとうございます。 トイレの巡回につきましては、トイレトペーパーが紛失する事案が続出したことから、予備ロールを撤去するなど見回りを強化しております。ご指摘のありましたトイレトペーパーが空になっていた場合ですが、速やかに補充するよう心がけています。スタッフの巡回または清掃担当業者が確認するタイミングによっては、トイレトペーパーが空になっている場合も起こり得るということをご理解いただきたいと存じます。ただし、その場合であっても、必ず一つのホルダーには在庫があるよう細心の注意を払っています。しかしながら、ご要望のありました使いやすい手前のホルダーのトイレトペーパーの残量が少なくなった場合、奥のトイレトペーパーとの入れ替え作業を行う事は利用者の個人差に鑑みまして、できかねますのでご了承いただきたいと存じます。 本件につきましては、清掃担当業者とも情報を共有させていただき、ホルダー内のトイレトペーパーの残量等、留意してまいりますと存じますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
3 「歌おう♪「第九」 in NARITA」のチケット(要望) 2月 ※記名有	3月10日に実施される「歌おう♪「第九」 in NARITA」のチケットを買い損ねた自分に責任があるが、録画したものを販売するとかオンライン配信をするとかの考えはないのか。費用の心配があると思うが、コンパクト版でも良いので、追加公演とか考えてもらえないだろうか。成田ケーブルTVとか、どこか放映するところがあったら教えて欲しい。	ご要望ありがとうございます。 もりんぴあ開館10周年&成田市制70周年記念演奏会「歌おう♪「第九」 in NARITA」のチケット販売については、1月27日より開始し、ご存じのとおり完売している状況です。 オンライン配信につきましては、原則、合唱団員等関係者のみに配信する予定でいますので、閲覧については困難な状況でございます。 現在、成田ケーブルTVに取材を申し込んでいますので、当日の取材が可能となれば、後日、コミュニティチャンネルの「NEWS JOINT!」コーナーで放映されるかと考えています。 追加公演につきましては、今回の記念演奏会の趣旨に鑑みまして、現状では考えておりませんのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
4 駐車場の使用について(意見) 3月 ※無記名	以前、車の使用は業務利用と聞いていましたが、毎日停めているベージュ色の車は業務に使っていないと聞いています。小学校に停めてあったこともあります。車通勤も禁止と聞いています。小学校は誰でも停めていいんですか？自分たちで料金を支払って停めている人がいるのにどうなんですか？会社や市役所はどういう考えでしょうか？確認をお願いしたいです。	ご意見、ご指摘ありがとうございます。また、日頃より、当館をご利用いただきありがとうございます。 当館においては社用車を保有していないことから、職員の駐車場利用につきましては、他施設への訪問や物品購入、金融機関への振込業務、また、主催事業で使用する物品の搬出入等を目的とし、ご指摘の自家用車も含め、必要最小限の範囲で利用する場合があります。また、ご指摘のとおり、自家用車の通勤で駐車場を利用することは原則認められておりません。そのため、用途がある上での駐車場利用であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。 小学校の駐車場の利用については、主催事業等で満車が想定される場合などは、出演者として参加する利用者も含め、予め所属長の許可を得た上で利用させていただく場合があります。園児の送迎や小学校の行事で当館の駐車場を利用されている方もいますが、幼・小・館が連携し情報を共有しながら、当館利用者の駐車場利用を最優先に考え、十分配慮していく所存ですのでよろしくようお願い申し上げます。

以上